

固定資産税・都市計画税は 1月1日の現況で課税

土地と家屋の平成24年度固定資産税と都市計画税は、平成24年1月1日現在の現況に基づき、平成24年1月1日現在の所有者に課税されます。

▼1月1日以前に家屋の取り壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに

認定長期優良住宅新築で 固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、その家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

▼減額の期間 3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年間。それ以外の住宅は新築後5年間。

この減額と新築住宅に係る軽減を重ねて受けることはできません。他にも「耐震改修」「バリアフリー改修」「熱損失防止改修」を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。

償却資産(固定資産税)の 申告は1月31日まで

固定資産税における償却資産とは、

土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または、所得税法の規定による所得の計算上、損金まは、必要経費に算入されているものが対象になります。平成24年

1月1日現在に所有されている償却資産については、平成24年度の課税対象となりますので、1月31日までに申告をしていただく必要があります。

▼表以外で、次の資産についても申告してください。
■少額減価償却資産 耐用年数が一年以上または、取得価格が20万円以上(1個

また、一組当たり1個のもの。それ以外でも法人税、所得税の計算上、一時に損金・必要経費に算入しないもの

遊休資産 現在、稼働していないが事業の用に供することができる状態にあるもの

資産の種類とその内容

資産の種類	具体例
・構築物	煙突、貯水池、水櫃、構内舗装、打込井戸、ネオン塔、門、その他土地に定着した土木設備など(本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備や内部造作等であっても、建物の所有者以外の方が施工した場合は償却資産になります)
・機械・装置	工作機械、印刷機械、食品製造機械、土木建設機械(フォークリフト等)、パワーショベル等の人または物の運搬を目的としない大型特殊自動車)、モーター・ポンプ等汎用機械類、旋盤、コンベアなど
・船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など
・航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
・車輛	フォークリフト等の機械および装置に該当しない大型特殊自動車、自転車、台車など
・運搬具	機、いす、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、応接セット、陳列ケース、測定・取付・丸ん庄・切削等の工具、冷蔵庫、エアコン、自動販売機、医療器具、美容理容器具など

簿外資産 帳簿に記載されていないが事業の用に供しているもの
償却済資産 既に減価償却が終わっている資産であるものの
建設仮勘定資産 建設仮勘定において経理されているもの

基本的支出 修理・改良、その他いづれの名義をもって支出するもの
当該金額を支出することによって、使用可能期間を延長させる部分または、当該資産の価格を増加させる部分に対応する金額

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774・44・4141 (自動音声案内に従って電話機を操作してください)

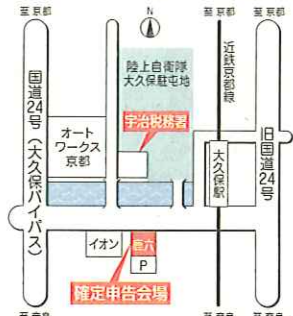
軽自動車等の廃車手続きは早急に

所有または使用されていた軽自動車、バイク等を盗難・紛失・解体等により、現在所有していない場合、早急に廃車等の変更手続きを行ってください。

車種	手続き・問い合わせ先
●原動機付自転車(総排気量125CC以下) ●農耕作業用自動車(トラクター等) ●小型特殊自動車(フォークリフト等) ●ミニカー	登録・廃車 印かん・ナンバープレート・標識交付証明書を持参のうえ、手続きをしてください。また代理の人が手続きをする場合は委任状が必要です。 ◆問い合わせ 市役所(市民課課)
●二輪の軽自動車(総排気量126CC以上250CC以下)	登録 ◆問い合わせ 京都運輸支局 ☎050-5540-2061 ◆問い合わせ 軽自動車協会 ☎075-691-6516
●二輪の小型自動車(総排気量251CC以上)	登録・廃車 ◆問い合わせ 京都運輸支局 ☎050-5540-2061
●三輪の軽自動車 ●四輪の軽自動車	◆問い合わせ 軽自動車検査協会 ☎075-671-0928

税務署からのお知らせ

平成23年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは、2月16日(木)から3月15日(木)までです。還付申告については、2月15日以前でも相談および申告書の受け付けを行っています。



公的年金等を 受給されている人へ

平成23年分 税制改正のお知らせ

「確定申告書等作成コーナー」の利用を!

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなります。

住民基本台帳カードを持っていない人は、作成した申告書をe-Taxを利用することによりインターネットで送信できます(詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください)。

住民基本台帳カードのない人は、プリンターで印刷して郵送等で提出してください。

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774・44・4141 (自動音声案内に従って電話機を操作してください)

今日からはじめる 健康づくり 10

【高齢者の食事】

高齢になると、知らず知らずのうちに食事の量や回数が減ったり、胃腸の消化・吸収力が衰えたりして、十分な栄養がとれていないことがあります。低栄養になると、免疫機能が低下して、風邪やインフルエンザなどの感染症にかかりやすくなります。バランスの良い食事を心がけ、寒い冬も元気に乗り切りましょう。



栄養バランスの良い食事とは？

一般に「一汁三菜」が理想的と言われますが、「そんなに食べられない」「作るのがたいへん」という場合は「一汁一菜」でもしっかり栄養がとれるよう工夫しましょう。

例えば▶わかめの味噌汁を野菜たっぷりですぐに飲んだかんの豚汁などに替える▶きのこの炊き込みごはんにツナ缶や鶏肉、野菜を入れる▶味噌汁やスープ、お鍋を作るときは野菜をたくさん入れる(野菜は火を通すと小さくなるので、量を多くとれます)

おやつを楽しむ

おやつとして、果物やふかし芋、ホットミルクなどをとり入れましょう。果物にはビタミン、芋には食物繊維、牛乳にはカルシウムが含まれています。おやつを食べる楽しみと栄養補給が同時にできます。

◆問い合わせ 高齢介護課

70歳未満の人の場合
同じ医療機関で支払った医療費が対象です。異なる医療機関の分は、それぞれが2万1千円以上であれば合算対象となります。また

70歳以上75歳未満の人の場合
外来(個人単位)と入院・外来(世帯単位)で別々に計算します。
なお、低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人が入院の場合、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を国保医療課で受けてください。医療機関での自己負担は限度額までとなります。

負担額
【70歳未満の人】

Table with 4 columns: 区分, 上位所得者(※1), 一般, 住民税非課税世帯(※2). Rows show payment amounts for 3回目まで and 4回目以降(※3).

- ※1 同一世帯のすべての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯に属する人。
※2 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。
※3 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

【70歳以上75歳未満の人】

Table with 4 columns: 区分, 現役並み所得者(※2), 一般(※3), 低所得者Ⅱ(※4), 低所得者Ⅰ(※5), 外来(個人単位), 外来+入院(世帯単位).

- ※1 過去12カ月間に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,400円。
※2 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。
※3 現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人。
※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得Ⅰ以外の人)。
※5 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

国民健康保険の高額療養費制度

ひと月の医療費の自己負担額が高額になったとき、基準にあてはまる場合は、限度額を超えた分が申請により、高額療養費として支給されます。

同じ医療機関でも、医科と歯科、入院と外来は別々に計算します。
なお、入院の場合は事前に「限度額適用認定証」の交付を国保医療課で受けてください。医療機関での自己負担は限度額までとなります。

国民健康保険料の額等は、加入や変更の手続きの際に納付通知書を窓口で手渡し、お知らせしています。既に継続して加入している人には、毎年6月に納付通知書を郵送しています。納付方法は、4月から翌年の3月までの1年間の保険料を10期に分割して、6月から各月末の納期限

保険料は納期内に納めましょう!

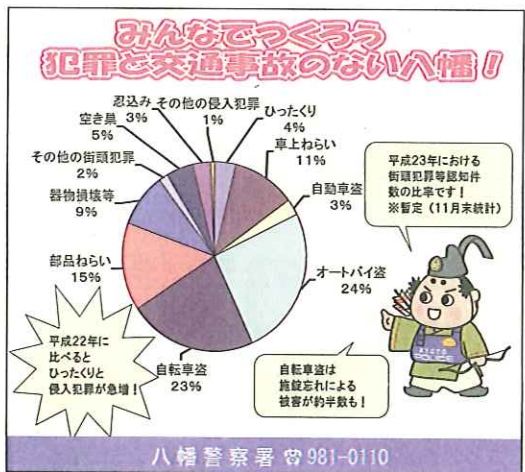
内に納めていただくこととなります。必ず納期限を守って納付してください。
便利な口座振替の利用を
安心・確実・便利な口座振替を利用してください。口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外



納付が困難な人はご相談ください
保険料を納付すること

東日本大震災関連
被災地から避難された皆さんへ
市では、東日本大震災で被災し、市内に避難して来られた皆さんに生活の支援を実施しています。

総務課で被災者登録をし、発行された被災者確認書に基づき、各担当課が各種支援を行います。
なお、被災者登録の受け付けは、国の事業に合わせ終了しますが、時期は未定です。



が困難な場合は、そのまま放置せず、早めに市役所保険料収納課にご相談ください。納付が遅れますと延滞金がかかります。また長期滞り、滞納されますと有効期限の短い「短期保険証」や保険給付が制限される「資格証明書」を交付する場合があります。
国民健康保険の保険料は納期内に納付をお願いします。
◆問い合わせ 国保医療課 保険料収納課

30m級はしご付消防自動車、高規格救急自動車を配備

市消防本部は12月2日、30m級はしご付消防自動車と高規格救急自動車を更新し、配備しました。

30m級はしご付消防自動車は、はしごの先端が屈折するため、電線やフェンス等の障害物を避けて、目的位置に接近することができ、中高層建物火災の消火活動はもとより火災現場での人命救助等で威力を発揮します。また、伸縮水路がはしごの下面に取り付けられ、はしごの動きに合わせてスムーズに伸縮し、起伏・伸縮・旋回・屈折時でも自由な放水が可能。さらに安全装置として、発生したはしごの揺れを振動制御装置で瞬時に打ち消し、安全

購入費は、1億7千797万5千円で、ポトピアの環境整備協力金を原資とする地域活性化基金を充当しました。

高規格救急自動車は、心肺蘇生ガイドラインに対応した最新の自動心臓マッサージ器や12点誘導心電図が測定できる除細動器などの高度救命資器材を搭載

し、心筋梗塞等の心疾患を鑑別し、適切な医療機関を選定することで救命率を高めます。乗車定員は7人、4輪駆動で、車体の右側にAED



30m級はしご付消防自動車

観光案内板を設置しました



市では、すぐれた歴史・文化資源を市内外にアピールし、リピーターや観光客の来訪を促す観光案内板の整備を進めています。

平成22年12月四季彩館に設置したのに続き、このほど石清水八幡宮境内の石清水八幡宮青少年文化体育研修センター前の浦峯塔北側に、新たに観光案内板を設置しました。

◆問い合わせ 商工観光課



①高規格救急自動車
②高規格救急自動車の内部

乗車定員は7人、4輪駆動で、車体の右側にAED

◆問い合わせ 消防本部 (078-981-4199)

平成23年度

教育施設の耐震補強・老朽改修工事完了

第二・第三幼稚園、有都小学校

市では、平成22年度で耐震化工事が完了した小・中学校に続いて、今年度から幼稚園の園舎の耐震化に取り組みとともに老朽化が著しい施設の改修工事を実施しています。

今年度は、八幡第一幼稚園園および八幡第三幼稚園の耐震補強工事と老朽改修工事、有都小学校の南校舎の老朽改修工事を行いました。

▼八幡第一幼稚園 (事業費8千626万5千円)



工事が完了した園舎

円

耐震補強工事

一部窓をなくし鉄筋コンクリートの耐震壁に改修、

屋外鉄骨階段の取り替え

老朽改修工事

屋根防水改修、外壁補修、

外構工事、トイレの洋式化

等美装改修、廊下を滑りにくい材質に変更、建具のサッシを強化ガラスに取り替え

え

▼八幡第三幼稚園 (事業費5千928万9千円)



工事が完了した園舎

耐震補強工事

高窓を鉄筋コンクリート壁に改修、屋外階段を鉄骨材により補強、一部の柱に耐震スリット(8カ所)設置

・老朽改修工事

屋根防水改修、外壁補修、

トイレの洋式化等美装改修、廊下を滑りにくい材質に変更、内部建具のサッシを強化ガラスに取り替え、

外部建具のガラスに飛散防止フィルムを貼り付け



鉄骨材で補強された階段



飛散防止フィルムが貼られたガラス

洋式になりきれいになったトイレ



取り替えられた屋外鉄骨階段

▼有都小学校(南校舎) (事業費8千40万円)

・老朽改修工事
屋根防水改修、外壁補修、



工事が完了した南校舎

放送設備の更新、トイレの洋式化等美装改修、廊下および階段に防滑性シートを貼り付け、窓ガラスに飛散防止フィルムの貼り付け



防滑性シートが貼られた廊下と階段

◆問い合わせ 教育総務課